

## 【保護命令申立書提出時に必要なもの】

- 申立書（裁判所提出用1部・相手方送付用1部の合計2部）  
※申立人用の控えも取っておいてください。

- 添付書類

- 戸籍謄本（申立人・相手方・子・親族）  住民票写し（申立人・相手方・子）  
※ 住民票の写しは個人番号（マイナンバー）の記載のないものをお願いします。

- 

[子への接近禁止命令の申立てをする場合で子が15歳以上のとき]

- 同意書（裁判所提出用1部・相手方送付用1部の合計2部）  
→15歳未満の子である場合は、同意書は不要

[親族等（申立人の未成年の子を除く。）への接近禁止命令の申立てをする場合]

- 同意書（裁判所提出用1部・相手方送付用1部の合計2部）  
→親族等が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は、その法定代理人の同意書
- 親族等の戸籍謄本、住民票など、申立人との関係を証明する資料  
→親族等が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は、これらに加え法定代理人の資格証明書
- ※ 同意書については、印鑑証明書や、本人の筆跡の確認ができる書類（学校への提出物など）のコピーが必要です。

[過去に保護命令を申し立てたことがある場合]

- 既に発令された保護命令謄本（裁判所提出用1部（原本）とそのコピー）
- 過去に申し立てた保護命令申立書写し（2部）

[証拠書類]（いずれも裁判所提出用1部・相手方送付用1部の合計2部）

- 診断書 ※提出はコピー。面接時に原本を持って来ててください。
- 写真（傷の状況等がわかるもので、日付が判るもの）
- 陳述書（申立人本人が記載する）
- 陳述書（親族等への接近禁止命令の申立てをする場合に親族等が作成）  
親族等への接近禁止命令が必要である事情を、親族等が記載する。

- 

- 収入印紙 1000円
- 郵便切手 3168円分（内訳のとおりに売店で購入して下さい）

内 訳	500円	3 枚	20円	4 枚
	290円	2 枚	10円	4 枚
	100円	4 枚	5円	4 枚
	84円	4 枚	2円	4 枚
	50円	4 枚	1円	4 枚

- 印 鑑（認印で結構です。）

## 【保護命令申立書に記入してありますか？】

- DVセンター（「埼玉県配偶者暴力相談支援センター」もしくは「各市配偶者暴力相談支援センター」）又は最寄りの警察（生活安全課）で保護命令手続等について相談した事実
  - 身体に対する暴力又は生命・身体に対する脅迫を受けた状況
  - 今後、身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認められる、申立時における事情
- （子への接近禁止命令の申立てをする場合）
  - 相手方が子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他申立人が子に関して相手方と面会することを余儀なくされる事情
- （親族等への接近禁止命令の申立てをする場合）
  - 相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他、申立人が親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされる事情
- （再度の退去命令の申立てをする場合）
  - 退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情
- 宣誓供述書の作成  
[DVセンター又は警察に相談していない場合]  
宣誓供述書（裁判所提出用1部（原本）・相手方送付用1部（コピー））を準備して下さい。

## 【配偶者暴力等に関する保護命令事件についての問い合わせ先】

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目16番45号

さいたま地方裁判所 第3民事部 保全係（D棟4F）

電話 048-863-8601

〒343-0023 越谷市東越谷9丁目2番地8

さいたま地方裁判所越谷支部 訟廷・保全係

電話 048-910-0117

〒350-8531 川越市宮下町2丁目1番地3

さいたま地方裁判所川越支部 債権執行・保全係

電話 049-273-3007

〒360-0041 熊谷市宮町1丁目68番地

さいたま地方裁判所熊谷支部 債権執行・保全係

電話 048-500-3104

〒368-0035 秩父市上町2丁目9番12号

さいたま地方裁判所秩父支部

電話 0494-22-0226